(一)　双方居住者の取扱い

居住者（外国（租税条約の相手国等以外の外国であって、相互主義を満たすものとして指定する外国に限る。以下同じ。）に住所を有する個人又はこれに準ずる者で、一定のものに限る。以下「双方居住者」という。）で恒久的な住居が国内又は当該外国のうち当該外国のみに所在する場合等の一定の場合に該当するものは、所得税法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法、地方税法及び左記(二)から(三)までの措置を適用し、双方居住者が右記の一定の場合に該当しない場合には、左記(八)(5)及び(6)の措置は適用しない。

(二)　所得税又は法人税の非課税等の制限

左記(三)、(四)及び(六)から(八)までの措置は、その適用対象となる国内源泉所得に関し、外国居住者等（外国に住所を有する個人、当該外国に本店等を有する法人又はこれらに準ずる者で、一定のもの（当該外国の権限のある機関を含む。）をいう。以下同じ。）又はその関係者による当該国内源泉所得の基因となる行為の主たる目的の一つが、これらの措置の適用を受けることである場合には、適用しない。

(三)　事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税

外国居住者等が有する事業から生ずる所得で国内事業所等に帰せられないもの等について、所得税又は法人税を非課税とする。

(四)　国際運輸業に係る所得に対する所得税若しくは法人税又は事業税の非課税

国際運輸業を営む外国居住者等が有する当該国際運輸業に係る所得について、所得税若しくは法人税又は事業税を非課税とする。

(五)　外国関連者との取引に係る課税の特例

内国法人等がその外国関連者との間で行う取引の価格が独立企業間価格と異なることにより当該内国法人等の所得が過大となる場合において、一定の事実につき国税庁長官の確認を受けたときは、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなす。

(六)　配当等に対する所得税若しくは法人税又は法人の住民税の軽減又は非課税

(1)　外国居住者等が支払を受ける一定の配当、利子又は使用料（以下「対象配当等